育児に関する制度のフローチャート

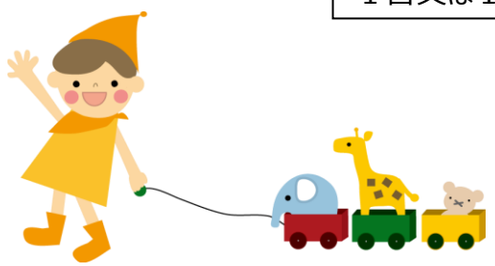

仕事を休んで育児に専念したい

- まとまった期間休む（**無給**） → **育児休業**（最長３年）
- １日又は１時間単位で休む → 休暇
  - 妻の出産に係る入院等の日から出産日後２週間【男性】（**有給**） → **配偶者出産休暇**（期間内に**２日**）
  - 妻の産前から産後１年間までの間【男性】（**有給**） → **育児参加のための休暇**（期間内に**５日**）
  - 子がケガや病気をしたとき、予防接種・健康診断のとき、学級閉鎖等のとき又は入園式・卒園式・入学式等の式典に参加するとき（**有給**） → **子の看護等休暇**（１年に**５日**※）

※子が２人以上の場合10日

勤務する時間を短くしたい

- 最短で半分程度にする（勤務しない時間**無給**）　（子の**小学校就学前**まで） → **育児短時間勤務**
- １日**最長２時間**短くする（勤務しない時間**無給**）　（子の**小学校就学前**まで） → **育児時間**
- １日**最長１時間**短くする（勤務しない時間**有給**）　（子の**１歳**の誕生日の前日まで） → **保育時間**

勤務する時間帯を変更したい

- １日の勤務時間数や勤務時間帯を柔軟に設定、勤務時間を割り振らない日を１日追加できる → **フレックスタイム制**
- 始業・終業時刻の繰上げ/繰下げ → **早出遅出勤務**
- 休憩時間を短縮し早く退庁できる → **休憩時間の短縮**
- 在宅勤務の前後の休憩時間を延長できる → **休憩時間の延長**

深夜勤務・超過勤務を避けたい

- 深夜勤務を避ける → **深夜勤務の制限**
- 超過勤務を避ける
  - 超過勤務を免除 → **超過勤務の免除**
  - 一定時間までに制限 → **超過勤務の制限**

出典：人事院ホームページ（https://www.jinji.go.jp）
「妊娠・出産・育児・介護と仕事の両立支援ハンドブック」（人事院）（https://www.jinji.go.jp/content/900024275.pdf）を加工して作成